

## 重要な役割を果たしている中小企業会館は閉館ではなく存続を

【原田完議員】日本共産党の原田完です。知事並びに関係理事者に質問します。

まず、京都経済センター建設と中小企業会館に関わって質問いたします。

今建設がされている京都経済センターは、交流と協働の促進、府内の中小企業団体・経済団体・支援機能等の集積を図り、京都産業全体を俯瞰した施策の検討・立案・検証、中小企業の育成、企業の成長ステージに応じて伴走支援、産学公連携の推進等と個々の企業活動支援とされています。

一方、中小企業会館は、入居基準において府内中小企業又は中小企業団体の指導にあたる団体・府内業界団体・企業の振興指導に活発に取り組む団体、中小企業の振興発展に寄与する中小企業団体としています。

中小企業会館は、府下の中小企業者・団体等に呼びかけ、建設募金を集めて、自らの寄りどころ・砦として建設されました。私も20歳台の若かりし頃、業者団体の事務局として「業者一人ひとりが瓦1枚持ち寄って建設を」と募金の呼びかけ、中小業者の自らの要求として取り組みました。

京都府商工団体連合会・民主商工会は、中小企業団体中央会について2番目に多くの募金を集め寄付をした記憶がありますが、京都府内中小企業者の熱意と創意で中小企業会館が建設されました。

建設工事は地元建設業者・地元業界の振興対策として、すべて府内の業者を指名。これは全国で例のないことで、これを契機に業界が結束を固め、地元の繁栄と自覚になることが期待されました。

中小企業会館は、府内中小企業の組織の強化と振興発展に寄与するという行政目的を達成するため、完成後会館の管理は中小企業団体の出捐金と京都府の出捐金で設立した中小企業センターにゆだねられた経過があります。

京都経済センターと中小企業会館の建設目的には、会館の性格の違い、存立の違いがあります。

中小企業会館は業者、業界団体の団結と業者同士間の連帯で、厳しい経営環境に立ち向かう砦として、府内の中小企業の組織の強化と振興発展に寄与するという行政目的で建設され、今日もその機能は発揮されています。現在も多くの中小企業団体が組合事務所を設け中小企業振興に奮闘されています。尚且つ、会館利用は会議や研修会、講習会等々積極的に活用され、毎年の決算状況も黒字と中小企業施策振興に大いに寄与しています。

府は経済環境の変化に対応として、経済センターは八つの機能を掲げ、大企業を含め個々の企業の経営支援を柱としています。

中小企業会館の役割は厳然と現在も強く求められており、この果たしている役割・性格、経済センターとの違いを全く顧みず京都府中小企業会館閉館では、会館建設で汗水を垂らして努力を行ってきた府民に対して背信行為であり、この間、全く整合性のある説明がなされていません。

現在も中小業者の要求に基づいた活動をし、中小企業会館に事務所を構えている「財政基盤の弱い」協同組合等の話を伺うと、当初示されていた2倍から3倍の高い賃料の経済センターには移れない。閉館ということになれば民間で事務所を探さざるを得ないと深刻な思いでいます。できれば現状で中小企業会館に残りたいという思いを吐露されています。

会館管理の中小企業センターはベンチマークレポートにおいても高い評価の財団です。閉館の理

由として老朽化・耐震性の問題が言われたが、この耐震性についても入居団体が耐震工事専門企業に委託した、独自調査では耐震施工で十分に活用ができること。さらにその費用も京都府が示している費用よりも大幅に軽減できるとの調査報告があります。中小企業センターは経営努力と節約、入居団体の協力によって、財産積立金は4億円を超える簿価財産が有り、これを活用すれば府の負担は大きく軽減ができることは明らかです。

そこで伺います。中小企業会館の利用状況は中小企業関係者を中心に十分に活用されており、更に地域の各種団体等々の住民の皆さんも活用され、行政目的・機能を果たしています。中小企業者及び中小企業団体の振興発展に寄与すると同時に、多くの府民が利用できる施設として閉館計画を撤回し京都府内中小企業団体の活用、府民生活に資する会館存続をすべきではないか。

当初言われていた耐震問題でも、基礎構造は強固な鉄骨鉄筋コンクリート造りであり、専門家が京都府の診断資料を基に再検討をしたら、コストを抑えた工事で十分に対応できるという報告があり、府有資産として「有用」で十分な価値ある建物・中小企業会館として、存続を図るべきではありませんか。

## 経済センターへの移行にかかわって、中小企業センターの自主性を守れ

【原田】今回の経済センター建設に関わって、行政関与に疑義を感じるものがあります。京都府は当初「京都府」と中小企業センターの名前が併記されており、府の所有とみんなが思っていました。しかも、中小企業センター理事会において、まったく具体的な資金計画や事業計画が検討された形跡がない、契約段階に入っていない中で銀行が支払い保証を行うと言い、理事会で当時の商工部長は京都府が財政的保証はするので、センターや理事にはご迷惑をかけることはないと言明し、府が財政的責任を持つとしています。理事会で中小企業センターが経済センターの区分所有者とすることも、その経緯も理事のほとんどの皆さんは理解されていない、経済センター建設を急ぐ経済団体の要求を優先し、中小企業センターを京都府が利用したのではないかと疑念を持つのは当然の流れです。

資金計画もないまま、区分所有を中小企業センターにさせるという指導を行った府の責任、当然のこととして資金繰りは責任をもつというセンターの議事録に記載されている発言、混乱を持ち込んだ区分所有問題、結果として区分所有を含めた契約成立、その責任は全うする責務が府にあります。

2月8日からの入居募集と説明会が開始日前日の夕方に中止され、京都府が当初募集要項作りから、賃料の決定、募集実務、入居者選定しかも申込書は山田知事宛というものでした。昨年2月までは京都府・中小企業センターとなっていたが、5月のセンター理事会で区分所有者は中小企業センター単独となり、京都府の名前が消え、区分所有者でない京都府が募集に関わる全てを行なう不正常的な事態が明らかになりました。

中小企業会館の果たした役割、重要性への認識と経済センターへの移行は中小企業会館の役割を引き継ぐものとして、センター理事会に本府の賃貸契約等の方針の押し付けなどないようすべきであり、ゼロベースでセンター理事会が募集要項も賃貸条件等も決めるべきと思うがいかがですか。

経済センターの区分所有で生じる債務の問題での責任持った中小企業センターへの援助、中小企業団体の育成という支援を継続して行く決意をお聞かせください。

**【山田知事・答弁】** 原田議員のご質問にお答えいたします。

中小企業が直面する課題が複雑・多様化する中で、中小企業の支援をしっかりと行っていくためには、オール京都の力が結集する必要があると私どもは思っております。その中で、経済センターは別に個々の企業を応援するものではなくて、整備事業概要に書いてありますように、府内の中小企業団体、経済団体、支援機能の集積を図ることによって、そこで新たな交流と共同を促進し、ネットワークの創出や産学公連携、公私交流等ですね、次の時代を目指すというふうに書いてありますので、個々の企業ということではなくて、皆が集まってその中でさらにいいものを目指そうというのがこのセンターの役割でありますので、その点は十分にこの整備事業概要を見ていただけたらありがたいと思います。そしてその中で、例えば伝統産業の機能を持たせるとか、さらに人材育成支援を行うとか、中小企業のために行う様々な総合的な施策がこの経済センターで行われる。それによってこれから京都の経済というのが、中小企業のために大きな機能を果たすことができるというのが経済センターであります。私はやっぱり、中小企業の新しいモデルとなった京都試作センターも、これもオムロン、島津製作所など大きな企業が出資し、支えてくれております。これはまさに京都の良さでありまして、こうした体制を経済センターで作り上げるということで、4つの重点機能を有する総合センターとして発足し、中小企業会館は、これは経済センターへ機能移転し閉館することが、この議会でも何度も申し上げてきたところでありまして、今後会館については、貴重な府有財産として活用のあり方は検討してまいりたいと思っております。

その中で、府のこれからの関わり方でありまして、これは中小企業センターと私ども一体となって経済センターへの機能移転進めてまいりました。入居者の募集要項や賃貸条件の設定については、これは中小企業センターが行いますけれども、これは私どもの支援とか、私どものものをいらないということはないと思います。まさに私どもが支援をしていかなければ、中小企業団体の皆さん、なかなか十分な支援を受けられない状況だと思っております。たぶんそれは、原田議員も同じだと思っております、まさに京都府が全面に出て来いと、京都府もっと頑張れということ、励ましをいただいているんだというふうに思っております、その点から申しますと、私どもがまさにこうした中で中小企業センターと一体となって様々なことをやっていく。しかしながら我々支援をしていくときは、当然税金を使わせていただくわけですから、客観的・中立的・公平的な条件ということをお示ししていかなければ、これはなりませんし、その支出については、これは議会でチェックをしてもらわなければならないということでもありますので、まさにそうした視点で、区分所有の最後の援助についても、従って府が行うのが筋、そしてそれについては、当然中小企業センターにもものを持っていかなければならないのも筋だということを申し上げたところであります。

**【原田・指摘要望】** ご答弁いただきました。しかし、経済センターの支援をと言いながら、同時に中小企業会館の果たしている役割については、先程のご答弁ではほとんど触れていただけなかったというふうに思っております。貴重な財産をどう生かしていくのか、このことが問われている課題でもあります。同時に、この間、中小企業会館、経済センターに関わって代表質問で、知事は「府が最終的に所有が筋」と答弁をし、我が会派の西脇議員には入居募集はセンターから要請され、府が行ったと言いつちました。理事会議事録センターとの委託契約もなく、区分所有者でない京都府山田知事名での募集に私どもの指摘で、前代未聞の案内済みの募集行為を中止した。これが事実で

あり、知事ならば品格と、しっかり誠実な答弁をいただきたいと思います。先ほども、明らかにした経緯は区分所有から突然京都府の名前が消える、今度は最終的には府が所有と全く一貫性がなく、この姿勢は府のご都合主義きわまりないと言わなければならないと思います。中小企業センターにも、理事の皆さんにも全く失礼な発言です。中小企業会館の果たしてきた役割、その重要性は京都の中小企業施策推進にとって欠く事の出来ない役割をしっかりと受け止め、中小企業会館の存続を含め、会館の意義を受けとめ、将来にわたって守り発展させること、経済センターでも引き継ぐ事を求めて次の質問に移ります。

## **暫定登録文化財制度を契機に、文化財修復技術継承と後継者育成へ本腰を**

【原田】次に文化財修復に関わって何点かお伺いします。

文化庁の文化財修復予算は、補正予算を含め 1.5 倍を超えているが、京都府は文化財修復の新たな申請や補助金獲得がなされていないと思うが、どのような状況なのでしょう。日光三社寺を中心とする予算と、文化財集積の高い京都府の予算がほぼ同額というのはどう見ているのでしょうか。修復を待っている寺社仏閣、国宝重文での要望があると思うが、京都府の補助金獲得への様な努力なされたのでしょうか。

暫定登録文化財制度は、未指定文化財を把握して、将来指定の可能性が有るものについての、修復工事等への助成となっています。また同時に、文化財修復の伝統技術の伝承と仕事量の確保で、修復事業への参画の機会を確保する、作るということを、あわせて実現させるための取り組みが必要です。

文化財修復事業については、京都府教育委員会文化財保護課の重要文化財建造物保存修理工事入札参加資格名簿登載者で、国宝・重文等の修復事業を行うことになっております。新たな名簿登載者が増えてはいますが、抜本的な企業・技術者の育成・増加には至っていません。文化財修復職人・技術者の養成は急務の課題として、今回の未指定文化財の修復をきっかけにするべきと思います。これまでから、建築板金や土壁の竹組・木舞などは、重要な技術でありながら、工務店等の下請けで表に出ない仕事です。各工事での技術の認定、検証、見直し、評価が課題となるのではないのでしょうか。

そこで伺います。今回の未指定文化財の修復・保護は、暫定登録文化財となる未指定文化財をどの範囲で対象としてみなしていくのか、またその修復等への助成はどのような内容で実施するのが求められます。建造物等の登録文化財の設計・監理には補助金の基準があるが、今回の暫定登録文化財は条例で指定されますが、どの範囲まで対象となるのか。登録文化財の修復等への助成を含め、どのような支援を行うのかお答えください。

また、同業組合等で修復事業者指定を求める声もあります。団体内に相当の技術者、事業推進管理の技術者を有すれば、門戸を開くことも検討課題になるのではないのでしょうか。認定にあたって一定基準の設定で可能になるのではないですか。すぐには難しい課題があっても、若手後継者育成の参加の門戸を開くきっかけとなるよう、制度整備を行うことが必要ではないのでしょうか。

同時に、この間の議会答弁で、債務負担行為と文化財修復事業の複数年契約について実施すると答弁がなされているが、契約の簡素化、修復事業の継続性を担保する上で、毎年文化庁の補助決定に基づき実施されるものですが、複数年の継続的修復になるものについて新年度から実施してい

くのか。その方向性はどうでしょうか。

## 漁業振興へ、定置網更新への助成制度、浜ごとの活力再生プランを

【原田】次に、漁業に関わって質問します。9月議会の答弁で、定置網は消耗品となっています。事業継続のうえで根幹の設備であるにも拘らず、一般的な漁網と同一視して、更新や修繕は経営体任せとなっています。漁船については、設備施設としてリース等で助成はなるが、漁網は助成の対象にはならないとの答弁がありました。

定置網漁の最も大きな投資となる定置網の更新時に、数億円単位で費用がかかり、定置網漁業の操業を維持していくうえで、経営体ではたいへん大きな負担となっています。

私は1月25日、東京に出向き水産庁のヒアリングを行ってきました。定置網や漁業の活性化について聞いてきました。税務署の定置網の「3年償却」は、定置網漁にとっては大きな負担であり、改善の検討を要請してきました。漁網の税務署の償却年数については早急な改善は難しいが、水産庁対応の漁業近代化資金は、従来7年の償還を、10年に延ばす改善を図り、政府系金融機関も、定置網の返済期間を実態に即して15年に延長したとの報告がありました。定置網は毎年修繕をしっかりと行えば、10年程度は十分に使用できるという、実態に即しての改善が図られていました。

京都で、定置網漁は中心的な漁です。他府県では、高知県、山口県、沖縄県で消滅していた定置網漁を復活させており、漁網を含めて行政が補助金で復活を支援しています。

京都でも浜の活力再生プランが、広域計画として、定置、底引き、釣り・延縄と作成されていますが、水産庁からは、なぜ旧漁協単位、浜単位での活力再生プランがなされていないのかと言われました。浜ごとの地域経済への振興、住み続けられる事業展開、観光等への寄与等々、当然あらゆる面から検討が深められるべきものです。

しかし、浜の活力再生プランは魚価対策を中心とした内容となっています。漁業者の意見を伺うと、漁網の耐用年数の延長で消耗品でなく設備として評価すること、定置網設置への助成制度を求める声は大きく私どもに寄せられています。

そこで伺います。定置網の経営体は一律ではないが、定置網の修理に毎年数千万円規模の費用が必要であり、水揚げが伸びている所もあるが、漁獲量の減少、魚価の低迷と厳しい経営環境にある定置網では、老朽化した漁網で破網事故を心配しながら操業されているとの話も聞きます。

漁船には国の制度で半分の助成を受けたリース制度があるが、定置網や敷設への費用助成はなく、漁業近代化資金や日本政策金融公庫等の融資制度の支援のみです。京都の漁業の焦眉の課題であり、定置をはじめ漁業への支援を、他県の事例を研究し実施することが必要ではありませんか。

また水産庁も、定置網は、融資期間の変更等で「現実的には生産設備」との認識を持っているが、消耗品扱いになっています。京都府が率先して定置網への助成制度を実現し、国に、定置網を生産設備として位置づけるよう求めるべきではありませんか。定置網も漁船のリースと同様に、国の制度として、リース物件と補助制度の創設を働きかけるべきではありませんか。

さらに、浜の活力再生プランで、漁業は浜の再生、地域の経済的バックボーンとして位置づけられている。浜ごとの働き手の確保の問題はあるが、加工場支援、5つの市場機能を生かした強化策、産直を含めた消費拡大、魚価向上対策を含め、総合的な支援強化の検討が求められますがいかがでしょうか。

**【農林水産部長・答弁】** 京都府の漁業についてであります。定置網の更新等への支援につきまして、他県では震災で被災した定置網漁具の復旧に対する支援の事例があることは承知をいたしておりますが、京都府といたしましては、定置網漁業の経営は比較的安定をしていること、定置網漁具については日常的な手入れ作業が行われ、一般的には部分的な更新が計画的に行われるという類のものであること、耐用年数が3年という取扱いになっていることなど、投資や管理面において、漁船と同様の取扱いは難しいことから、その更新に対しては融資で対応し、利子補給を実施しているところがございます。しかしながら、人口減少により水産物の将来的な需要見通しは楽観できない状況にもありますことから、国に対し、定置網の漁具資材についても助成対象とするよう、要望してきたところがございます。引き続き政策提案を行ってまいります。

また、浜の活力再生プランにつきましては、京都府漁業協同組合が主体となって、高鮮度化やブランド化による市場価格の向上や、地元消費拡大などの取り組みを推進されておられます。さらに京都府では、鮮度の良さが求められるマーケットニーズを踏まえた商品開発など、6次産業化を進めるため、魚を取るという点につきましては、基幹産業である定置網漁業等で漁獲されるアジやイカなどを、一時的に飼育するためのいけすなどの設備導入を支援することで、需要量に応じ、いつでも新鮮な魚が出荷できる体制を構築いたします。商品開発の面では、府漁協の加工場に、魚を自動で3枚に下ろすことができるフィレ加工マシンを導入し、すでに導入されております高鮮度凍結機と合わせて活用することで、新鮮で高級な刺身用食材の提供、生食用カキの生産や加工品商品を開発。こうした食材を取り扱う料理店等、また海の京都DMOとも連携をいたしまして、京都産水産物取扱店として認定をいたします。他、産地市場を拠点として、鮮魚や一次加工品の品ぞろえを充実し、これら店舗への安定供給を図るといった、川上から川下まで一貫した施策にとりくむこととし、必要な予算を本議会をお願いしているところがございます。今後とも府内漁業の振興に取り組んでまいります。

**【教育長・答弁】** 原田議員のご質問にお答えいたします。文化財の修復についてでございますが、国宝や重要文化財建造物の保存修理に対し交付される国庫補助金につきましては、所有者の要望に基づき所有者に交付されているものでございます。ご指摘の日光三社寺につきましては、現在平成の大修理に取り組まれており、ここ数年がピークであると伺っております。京都府におきましては、例年、所有者の要望に沿って交付決定されているところであり、今後とも所有者と連携し、補助金の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、新たに制度化することとしております暫定登録文化財につきましては、未指定の有形の文化財のうち、将来、府の指定や登録文化財となる可能性があるものを、文化財保護審議会の審議を経ずに登録しようとするものでございます。この暫定登録文化財のうち、緊急に保存修理が必要なものにつきましては、設計管理経費も含めて助成することとしており、あわせて消火器などの防災資器材の整備にも助成を行うことといたしております。従来府指定登録文化財につきましても、新たに防災資器材整備に助成するとともに、保存修理に係る助成予算を倍増することといたしております。

また、同業組合などの保存修理事業への入札参加につきましては、実際に施工する企業の技術力が担保できるのかや、契約を確実に履行できる施工体制が確保できるのかなど、検討すべき課題が

多いと考えております。府教育委員会では、技能者や後継者の育成を図るため、選定保存技術団体と連携いたしました研修や、保存修理事業を通じました日常的な技術指導を行っているところであり、今後とも、技能者や後継者を育成し、文化財保護に関する技術をしっかりと継承できるよう取り組んでまいります。

保存修理事業の複数年契約につきましては、事業の効率的な執行と、年間を通じた事業量の平準化を図るために導入するものであり、府が受託いたします保存修理事業のうち、一連の工事で、工程の都合上年度をまたぐもので、所有者のご理解が得られたものについて、来年度から実施してまいりますと考えております。

**【原田・指摘要望】** ご答弁をいただきました。水産については、ぜひですね、漁業の位置付けは、浜から見れば経済的にも地域の活性化にも、操業にかかわっているすべての人々の漁業振興であり、そのことを肝に銘じて、ぜひ漁網についてもしっかりとした支援制度を作られるように強く求めておきたいと思えます。

さらに文化財のかかわりですが、暫定登録文化財の新たな仕事起こし、技術集団を育成していくうえで、技術水準の維持は当然求められる課題ですけれども、そのなかで、技術水準は求められる課題ということで、文化財修復に関わる業界や同業組合、技能士会等の積極的な協力を得て、技術者の育成を目指すべきではないかというふうに思います。その点で、ぜひ、引き続き貴重な文化財の修復の推進が図れるようにご努力を求めて、質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

以上